

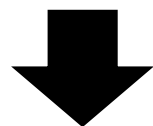
令和6年度に実施した行政処分の概要について

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

令和6年6月26日付で、法人が運営する市内グループホーム（共同生活援助）6か所に対し、行政処分（指定取消、一部効力停止）を実施しました。

- ▶ 事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、障害者等の為に職務を遂行しなければなりません。
- ▶ 法令等を正しく理解しないまま、事業所の運営を行うと...

法令・運営基準違反、障害者虐待、不適切な支援



行政処分

に繋がる恐れがあります。

令和6年6月26日に実施した行政処分

事業所	サービス種別	行政処分	返還金
A事業所	共同生活援助	取消（R6.8.31）	51,187,375円
B事業所	共同生活援助	取消（R6.12.1）	20,354,005円
C事業所	共同生活援助	取消（R6.12.1）	17,753,122円
D事業所	共同生活援助	取消（R6.12.1）	15,761,389円
E事業所	共同生活援助	一部効力停止（12月）	21,825,333円
F事業所	共同生活援助	一部効力停止（6月）	1,684,862円

* 返還金は給付費の40%（不正行為による）を加算した額

* 他に本市以外の23市町村の支給決定者に係る不正請求額が35,989,137円（概算）有

社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等

(障害者総合支援法 第10条)

市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(障害者総合支援法 第48条)

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

行政指導及び処分について

改善指導（障害者総合支援法 第2条）

文書による改善指導

勧告（障害者総合支援法 第49条）

命令（障害者総合支援法 第49条）

勧告に係る措置を取らなかった場合

効力停止（障害者総合支援法 第50条）

一部効力停止

全部効力停止

取消（障害者総合支援法 第50条）

勧告に従わなかった場合、
公表することができる
（障害者総合支援法 第49条第3項）

命令をした場合、
その旨を公示しなければならない。
（障害者総合支援法 第49条第5項）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第210条の4

(利用者負担額等の受領)

第二百十条の四

(省略)

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一食材料費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。

障害者総合支援法第50条（指定の取消し等）

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
 - **第四十二条第三項** 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又は
（人格尊重義務） この法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

四 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健福祉法、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、発達障害者支援法、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童虐待防止法、認定こども園法、障害者虐待防止法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（保育士に係るもの）、公認心理士法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

健康保険法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、医薬品医療機器等法、薬剤師法、再生医療法、難病法、臨床研究法

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

処分原因となった事実

	行政処分	①不正請求	②監査等での 実態と異なる 書類の提出	③実態と異なる 申請・届出	④経済的虐待
A事業所	取消	○	○	○	○
B事業所	取消	○	○	—	○
C事業所	取消	○	○	—	○
D事業所	取消	○	—	○	○
E事業所	一部効力停止 (6月)	○	—	—	○
F事業所	一部効力停止 (12月)	○	—	○	—

行政処分に至る経緯

運営指導

不正、虐待疑い通報等

指定基準違反等が疑われる場合...



監査等



不正、虐待事実等
確認



行政処分の実施

行政処分実施による影響

指定取消 . . . 事業所の運営が出来ない

欠格事由 . . . 取消となった事業所の法人役員、管理者は、5年間の間、他の法人の役員、管理者となることが出来ない

連座制 一事業所等の指定取消において、取消処分の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合、5年間、当該事業所と同一サービス等類型内の他事業所の指定及び更新が出来ない

一部効力停止 . . . 停止期間中は、新規の利用者の受け入れが出来ない

全部効力停止 . . . 停止期間中は、給付費の請求及び新規利用者の受け入れが出来ない

終わりに...

